

令和 6 年度に向けた環境マネジメントの見直しについて

1 見直しの目的

「ゼロカーボンシティ新宿」の表明や「新宿区第三次環境基本計画」の改定を踏まえ、以下の事項に取り組む必要があるため。

- (1) 区有施設におけるCO₂排出削減の取組の加速
- (2) 「業務用フロン」をはじめとした環境法令機器等の確実な管理
- (3) 環境マネジメントに係る事務のスリム化

2 見直しの内容（「新旧比較表」は別紙 1）

(1) 「環境マネジメント方針」

「新宿区第三次環境基本計画」（改定）で定める「事務事業編」（区有施設におけるCO₂排出削減の取組をとりまとめた計画）の概要版として位置付けるとともに、来庁者に対しわかりやすく周知するためポスター掲示する。

(2) 環境法令機器等の管理方法

「業務用フロン」について新たに「フロン台帳」を整備し、法定点検（簡易点検・定期点検）の実施漏れ・遅れの再発防止を徹底する。

また、各施設で作成・管理していた「環境法令遵守チェック表」を環境対策課で点検する仕組みとするなど、環境法令機器等の管理状況を環境対策課が一元的に管理する手法へと見直す。

(3) 環境監査

対象施設を環境法令機器等保有施設に限定するとともに、環境監査員を環境対策課職員が務めるなど、環境法令機器等の管理状況を重点的に監査する手法へと見直す。

(4) その他（様式・マニュアル・第三者評価）

上記（1）～（3）の見直しを踏まえつつ、事務のスリム化を図るため、全施設で作成することとしていた「環境マネジメント活動報告書」の廃止や、各種マニュアルの再編に加え、第三者評価の実施頻度を見直す。

3 今後のスケジュール

令和 6 年	2 月上旬	環境基本計画推進本部会議（書面開催）
	3 月	庁内周知
	4 月～	見直し後「環境マネジメント」運用開始

環境マネジメントの見直し（新旧比較表）

1 「環境マネジメント方針」（別紙2 参照）

項 目		方向性	新	(摘 要)	旧
(1)	位置付け	変更	「事務事業編」（区有施設におけるCO ₂ 排出削減の取組をとりまとめた計画）の概要版として位置付け	5年に一度の計画策定・改定に併せて見直し	「事務事業編」との関係性が不明確
(2)	ポスター掲示	変更	来庁者の目に届く位置に掲示（来庁者向け）	—	執務室内に掲示（主に職員向け）

2 環境法令機器等の管理方法

項 目		方向性	新	(摘 要)	旧
(1)	「業務用フロン」	新設	①「フロン台帳」による管理	新たに整備する「フロン台帳」を各施設が随時更新し、環境対策課で点検	
		変更	②「環境法令遵守チェック表」の点検	各施設で作成した「環境法令遵守チェック表」を環境対策課で点検	点検なし
		変更	③ 環境監査で確認（必要に応じて）	必要に応じて環境監査を実施（下記「3 環境監査」参照）	環境監査で確認（3年に一度）
		継続	④ 各施設での管理	—	—
(2)	「毒物・劇物」 「危険物」	変更	①「環境法令遵守チェック表」の点検	各施設で作成した「環境法令遵守チェック表」を環境対策課で点検	点検なし
		変更	② 環境監査で確認（必要に応じて）	必要に応じて環境監査を実施（下記「3 環境監査」参照）	環境監査で確認（3年に一度）
		継続	③ 各施設での管理	—	—
(3)	「PCB」 「アスベスト」	変更	① ②を環境対策課で収集（環境監査対象から除外）	各施設で作成した「環境法令遵守チェック表」を環境対策課で点検	環境監査で確認（3年に一度）
		継続	② 総務課（PCB）及び施設課（アスベスト）による管理状況の集約	—	—
		継続	③ 各施設での管理	—	—
(4)	環境法令研修	変更	動画配信で、該当法令のみを受講	（対象：環境法令機器等を有する施設の管理者及び担当者）	集合形式で、上記(1)～(3)を全て受講

3 環境監査

項 目		方向性	新	(摘 要)	旧
(1)	対象	変更	環境法令機器等を有する施設で、 <u>監査が必要と思われる施設</u>	～監査が必要と思われる施設～ 以下のいずれかに該当する施設 ① 前年度中に「業務用フロン」使用機器の異動等があった施設 ② 「フロン台帳」が適切に更新されていない施設 ③ 前回監査において、法令指摘があった施設 ④ その他監査が必要と思われる施設	全施設
(2)	施設数	変更	約 <u>20所</u> ／年（想定）	上記(1)に該当する施設数に応じて変動	約90所／年 （全285所に対し3年に一度実施）
(3)	環境監査員	変更	<u>環境対策課の一般職員</u> <u>5人</u> ／年（想定）	上記(1)に該当する施設数に応じて変動	全庁の管理職・係長級 約60人／年
(4)	環境監査員研修	廃止	—	環境対策課内で勉強会実施	委託で実施

4 その他（様式・マニュアル・第三者評価）

項 目		方向性	新	(摘 要)	旧
(1)	「環境マネジメント活動報告書」	廃止	—	「エネルギー使用量」は、既存の法定調査により把握 （特段の事情が無く排出量が増加した施設を対象に、環境対策課で聴き取り調査を実施） （「環境マネジメント推進員研修」及び「環境マネジメント担当員研修」についても廃止）	全施設で作成 （「エネルギー使用量」等を掲載）
(2)	「環境マネジメント活動の手引き」 「環境マネジメントマニュアル」	廃止	—	省エネルギー・省資源に関する事項は、 下記(3)に統合	—
(3)	「省エネ運転マニュアル」	変更	省エネルギー・省資源に関する事項を上記(2)から統合して <u>再編</u>	名称変更（「環境マネジメントマニュアル」～省エネ・省資源編～）	—
(4)	「環境法令ハンドブック」	継続	—	名称変更（「環境マネジメントマニュアル」～環境法令編～）	—
(5)	第三者評価	変更	実施時期を定めず、 <u>必要に応じて実施</u>	（直近：令和4年度に実施）	3年に一度実施



新宿区環境マネジメント方針



区は、令和3年6月、2050年までに区内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ新宿」の実現に向けて取り組むことを表明しました。

「ゼロカーボンシティ新宿」の旗振り役である区は、率先垂範して、区有施設におけるCO₂排出削減の取組を推進していきます。

区有施設におけるCO₂削減目標（環境目標）

2030年度において、区有施設のCO₂排出量を2013年度比で50%削減することを目指します。

区有施設におけるCO₂排出削減に向けた取組

(1) 環境に配慮した電力調達の推進

令和9年度までに、全ての区有施設において、「ゼロカーボン電力」をはじめとした環境に配慮した電力を導入します。

(2) 省エネルギー対策等の徹底

① ZEB化の推進

施設の新築又は建替え時において、原則として「ZEB Ready」相当となることを目指します。（大規模建築物の場合は、「ZEB Oriented」相当）

② LED化の推進

既存の施設の長寿命化等による改修時において、省エネルギーを目的としたLED化を行います。

(3) 電動車の導入

区の庁用車を新規導入又は更新する際には、原則として全て電動車とします。

(4) 環境法令機器の管理徹底

業務用フロン使用機器をはじめとした環境法令機器について、法令に基づく管理の徹底を図ります。

(5) その他、日常業務における省エネルギー行動を推進します。

令和6年4月1日

新宿区長

吉住 健一